

行政 & 暮らしの情報



電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)
ID番号は市ホームページの
ページID検索にご利用いただけます
5月の窓口延長日
日付 7.14.21.28日
(市民課・保険年金課・税務課・収納課)

市外局番は(0567)です



お知らせ

令和7年度軽自動車税 (種別割)

ID 250673677

ID 231866866

納税通知書発送日 5月7日(水)

納付期限 6月2日(月)

税率の詳細等は、市ホームページ、
納税通知書等でご確認ください。

一定の要件を満たした身体障がい
がある方などは、減免できる場合があ
ります。

申請

窓口申請 5月7日(水)~26日(月)

郵送申請 5月26日(月)まで(消印有効)

問合 税務課市民税G

☎55-9263

自動車税(種別割)

納税通知書発送日 4月30日(水)

納付期限 6月2日(月)

問合 西尾張県税事務所

☎0586-45-3170



個人市・県民税(個人住民税)・ 森林環境税の特別徴収推進

ID 409532350

事業者が所得税の源泉徴収義務者
である場合、地方税法および各市町
村の条例の規定により、特別徴収義
務者として従業員の毎月の給与から
個人市・県民税を特別徴収していただ
くこととなっています。

市では、法令等の規定に基づいて、
原則として特別徴収義務者に指定し、
特別徴収税額決定通知書を送付しま
す。事業主の方々のより一層のご理
解とご協力をお願いします。

特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、か
つ当年の4月1日に給与の支払いを
受けているすべての従業員(パート
アルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- 退職者(退職予定者を含む)
- 2つ以上の事業所から給与の支払
いを受け、他の事業所で特別徴収
が行われている方
- 毎月の給与支給額が少なく、個人
市・県民税を特別徴収しきれない方
- 給与が毎月支給されていない(不
定期)方

問合 税務課市民税G

☎55-9263



令和7年度(令和6年分) 所得・課税(非課税)証明書の発行

発行開始日 6月2日(月)

持ち物 来庁者の身分証明書(代理
人が申請する場合、委任状が必要)

費用 300円

※マイナンバーカードを利用して
コンビニ等でも取得できます。

問合 税務課市民税G

☎55-9263

引っ越したら住民票を移しましょう

進学や就職などで引っ越しをされ
た方は、原則、現在住んでいる寮やア
パートなどが住所地になります。住民
票は、選挙人名簿などの各種の登録
や、行政サービスにつながる大切な
情報です。

選挙で投票を行う場所は、原則、住
民票のある市区町村です。異なる市
区町村へ引っ越した方で、住民票を移
していない、または住民票を移してか
ら3カ月を経過していない場合は、新
しい住所地で投票できません。

転出の手続き 引っ越しする予定日
の14日前から手続きができます。
転出届を提出し、転出証明書を受け
取ってください。また、マイナン
バーカードを使って、マイナポータル
からオンラインでも転出の届出
が可能です。詳しくはマイナポータル
または下記二次元コードよりご
確認ください。



※マイナポータルを通じて転出届の
提出をした後は、別途、転入先市区
町村の窓口で転入届等の手続きが
必要です。

転入の手続き 引っ越してから14日
以内に前住所地で受け取った転出
証明書を添えて、転入届を提出して
ください。

同一市区町村内での転居の手続き

引っ越してから14日以内に転居届
を提出してください。

注意事項 届出の際には、マイナン
バーカードを併せてお持ちくださ
い。また、別世帯の代理人が手続き
を行う場合には、委任状が必要です。

問合 **転出・転入・転居に関すること**

市民課市民・戸籍G

☎24-1112

選挙に関すること

総務デジタル課庶務G

☎55-9606

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

ID 649776447

代理人や第三者による請求に基づいて住民票の写しなどを交付したとき、本人に交付事実を通知するものです。

制度の利用希望者は、申請者本人の確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・旅券など、代理人は委任状と委任者の本人確認ができる書類、法定代理人の場合は資格を証明する書類)を持参のうえ、下記へ申請してください。

問合 市民課市民・戸籍G
☎24-1112



避難行動要支援者支援制度

ID 153843111

災害が発生したとき、自力での避難が難しい方など(避難行動要支援者)が、避難支援等を可能な限り地域で受けられる仕組みです。「避難行動要支援者名簿」を作成し、本人の同意を得たうえで、避難支援等関係者(自主防災組織、町内会、民生委員等)に情報提供します。災害時の避難支援や安否確認等だけでなく、平常時の見守り活動にも役立てます。

対象

- ①ひとり暮らし老人登録者
- ②要介護3～5の認定者
- ③難病患者(特定疾患医療給付受給者)
- ④身体障害者手帳1級または2級を所持している方
- ⑤療育手帳Aを所持している方
- ⑥精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方

- ⑦その他災害時に支援が必要な方で、登録を希望する方
- ※施設や病院などに長期入所、入院されている方を除く

問合 危機管理課危機防災G
☎55-9594



空家の解体補助制度

ID 985338828

1年以上空家の状態が続いており、倒壊や瓦等の飛散のおそれがある危険な住宅(不良住宅)を解体する際に、その費用の一部を補助しています。

予定件数 15件
補助金額 最大50万円
募集締切 10月31日(金)

問合 都市計画課都市計画G
☎55-9627



狭い市道の解消への取り組み

ID 796003460

幅員4m未満で市道認定された道路(狭あい道路)は、日常生活における車両の通行や緊急時の避難通路の確保が困難になるなどの支障をきたしています。

概要 狭あい道路に接する土地に建築物を建築する際や農地を駐車場にする場合等は、市長に協議が必要です。また、狭あい道路の中心線から2m後退した土地を、分筆して市に寄附していただいた場合は、測量・分筆登記に要する費用や後

退支障物件(塀や生け垣等)の除却に要する費用に対し、それぞれ最大25万円を助成します。

そのほか隅切り部分の寄附等についても、一定の条件を満たす場合に助成します。令和7年度中に測量や分筆を予定されている方は、9月末までにご相談ください。

募集締切 10月31日(金)

問合 都市計画課都市計画G
☎55-9627

津島おでかけタクシーの利用者負担軽減中

ID 335678146

4月より、津島おでかけタクシーの利用者負担額を軽減しています。

利用方法は従来どおりです。対象の方でまだ登録がお済みでない方はぜひ登録いただき、ご利用ください。

対象者

- ①高齢者(満75歳以上)
- ②障がい者(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級)
- ③妊産婦(妊婦、出産後1年未満)

利用者負担額

タクシー料金の4分の1
(10円未満は切り上げ)
※半額負担からさらに軽減

期間

4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

利用できるタクシー

- ①名鉄西部交通(株)(名鉄タクシー)
- ②(株)玉利タクシー
- ③名古屋近鉄タクシー(株)

問合 福祉課福祉G ☎24-1115



津島市原子爆弾被爆者手当を支給します

対象 市内在住で、被爆者健康手帳の交付を受けている方

手当の支給額 月額2,000円

申請方法 被爆者健康手帳を持参し、直接下記へ。

※すでに支給認定を受けている方は、手続きの必要はありません。

問合せ 保健センター ☎23-1551



転入された方へ

7歳半未満のお子さんがある場合は、届け出をお願いします

市では、予防接種台帳を整備し、接種状況の把握と指導に役立てています。転入された方は、母子健康手帳を持参し、保健センターへ接種歴の届け出をお願いします。

予防接種には、市発行の予診票が必要です。お持ちでない方は、接種歴を届け出の際に申し出てください。

問合せ 保健センター ☎23-1551



あなたが支える赤十字運動

日本赤十字社は、災害救護や海外への援助、赤十字奉仕団の育成など幅広い活動を行っています。

昨年度は4,139,380円のご協力をいただきありがとうございました。毎年5月は「赤十字会員増強運動月間」です。今年も皆様のご協力をお願いします。

問合せ 日本赤十字社津島市地区(福祉課福祉G) ☎24-1115



耐震診断・耐震改修・ブロック塀撤去等補助制度

ID 376950033

問合せ 都市計画課都市計画G ☎55-9627

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)で建築された建物は、地震に対する安全性、耐震性が不足している可能性があります。また、ブロック塀等は、地震が発生した際に倒壊するおそれがあります。

市では住宅の耐震診断、改修、除却および道路に面したブロック塀等の撤去に対して、別表のとおり補助制度を設けています。

大地震はいつ発生するかわかりません。これらの制度を活用して、お住まいの安全性を確保してください。

募集締切 10月31日(金)

種類	対象となる事業	補助金額	予定件数
木造住宅 無料耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(在来軸組構法および伝統構法の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅)の耐震診断		30件
木造住宅 耐震改修費補助	耐震診断を受けた木造住宅のうち、耐震性能を満たさないものの耐震改修工事	上限150万円	10件
木造住宅 補強設計費補助	耐震診断を受けた木造住宅のうち、耐震性能を満たさないものを精密診断法を利用して行う補強設計	上限20万円	5件
木造住宅 除却費補助	耐震診断を受けた木造住宅のうち、耐震性能を満たさないものの除却工事	上限20万円	10件
ブロック塀等 撤去費補助	道路等に面したブロック塀(レンガ、石等の組積造を含む)のうち、倒壊のおそれがあるものの撤去工事	上限10万円	6件

※非木造住宅耐震診断、耐震シェルター・防災ベッド設置にも補助制度があります。

※各補助制度の対象となる事業については、条件があります。

お知らせ

募集

催し

教室・講座

子育て・健康

スポーツ

全国大会出場

成績発表

栄誉

寄附

